平成２９年（フ）第６３号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地５　呉郷団地324号
債務者　小松　美恵
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１６号
徳島県徳島市南島田町３丁目26番地の６
債務者　東條　美晴
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
鹿児島県姶良市東餅田2356番地
債務者　美里　定央
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
仙台市青葉区台原３丁目８番22号　台原ハイム103、申立時の住所福島市森合字山根19番地の６　コーポマミ103
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　福島地方裁判所

平成２９年（フ）第５５号
福島県郡山市日和田町高倉字町裏38番地　県営住宅03棟010号
債務者　三浦　昌子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
長野県上伊那郡南箕輪村121番地６
債務者　酒井　弥生
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第４７号
兵庫県豊岡市京町11番１号
債務者　山本　勝義
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
福岡県嘉麻市飯田242番地35
債務者　阿部　清子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３００号
神奈川県小田原市矢作397番地の１　アミスター西湘101号室、前住所神奈川県小田原市北ノ窪407番地の１　ウッドヴィレッジ203号室
債務者　押田　貴広
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４０３号
名古屋市天白区梅が丘４丁目216番地　ＡＲＣＨＥ301
債務者　オータムこと　秋田　真奈
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９２２号
愛知県尾張旭市旭前町５丁目９番地６　ウィステリア32－１Ｇ号
債務者　大塚　好秋
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７９号
名古屋市南区神松町１丁目28番地　神松荘１棟西306号
債務者　西　夕美子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０８号
神戸市兵庫区西上橘通２丁目５番３号
債務者　川上　麻美
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３６号
神戸市長田区前原町２丁目１番10号　ウィンディア１階
債務者　中西久理子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８号
山口県下関市稗田北町12番21号　シャトーひえだ　203号、申立時の住所山口県下関市武久町１丁目66番23―303号
債務者　向井　　久
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
山口県下関市稗田北町12番21号　シャトーひえだ　203号、申立時の住所山口県下関市武久町１丁目66番23―303号
債務者　向井ひろ子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
山口県下関市田中町17番８―602号　ハピネス唐戸
債務者　西田奈津美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係